



無配当 指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険

ご契約のしおり 約款

この冊子は、保険契約にともなう
大切なことがらを記載したものです。

必ずご一読いただき、保険契約の申込み承諾後にお送りする
保険証券とあわせて大切に保管してください。

はじめに

この冊子は、保険契約に際しての重要事項をまとめたものです。
必ずご一読いただき、内容をご確認ください。
ご契約後は、保険証券とあわせて大切に保管してください。
なお、記載しているさまざまな取扱いについては、実際に取扱い
を行う時点における当社所定の範囲内での取扱いとなります。

この冊子は、つぎの2つの内容で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約に際してのお知らせとお願い、各種手続き、商品のしくみと特徴、税法上の
取扱い等、ぜひ知っていただきたい重要事項をわかりやすく説明しています。

約款

ご契約についての取り決めに記載したものです。「ご契約のしおり」とあわせて
お読みいただき、契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

目次

ご契約のしおり

1. しくみ

しくみと特徴	6
積立金と積立利率	8
保険金のお支払い	9
為替リスクについて	10
金利変動リスクについて	12
早期解約時のリスクについて	13
契約にかかる諸費用	14

2. 特約

保険料円入金特約	16
円支払特約	17
年金支払特約	18

3. 契約に際して

I 告知

告知	20
----	----

II 申込み

申込手続き	21
保障の開始時期(責任開始)	23
保険証券の送付	23
申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)	24
詐欺による取消および 不法取得目的による無効	26
現在の契約を解約して 新たな保険に見直す場合	26

4. 契約後

I 保険金等の請求

請求の手続き	28
保険金等をお支払いできない場合	30
時効と管轄裁判所	32

II 契約後の変更等

死亡保険金受取人の変更	33
解約と解約払戻金	34
住所変更等の代表的な手続き例	38

5. 特に注意していただきたいことがら

お客さまの個人情報の取扱いについて	40
他の生命保険会社等との保険契約等に関する 個人情報の共同利用について	43
業況の変化による保険金額等の削減	45
生命保険契約者保護機構	46
金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する 「特定投資家」の方へ	48

6. その他

生命保険と税金	50
主な保険用語	52

約 款

1. 無配当指定通貨建積立利率変動型 一時払終身保険普通保険約款	57	4. 保険料円入金特約	69
2. 年金支払特約	64	5. 円支払特約	70
3. 情報端末による 保険契約申込に関する特約	68	6. 別表	72

MEMO

This image shows a full page of blank graph paper. The background is a solid light gray color. Overlaid on this background is a precise grid of thin, light blue horizontal and vertical lines. These lines intersect to form a series of small, identical squares that cover the entire area of the page, leaving no margins or other markings.

しくみ

しくみと特徴

無配当 指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険

一時払終身保険 Moonshot[ムーンショット]

しくみ

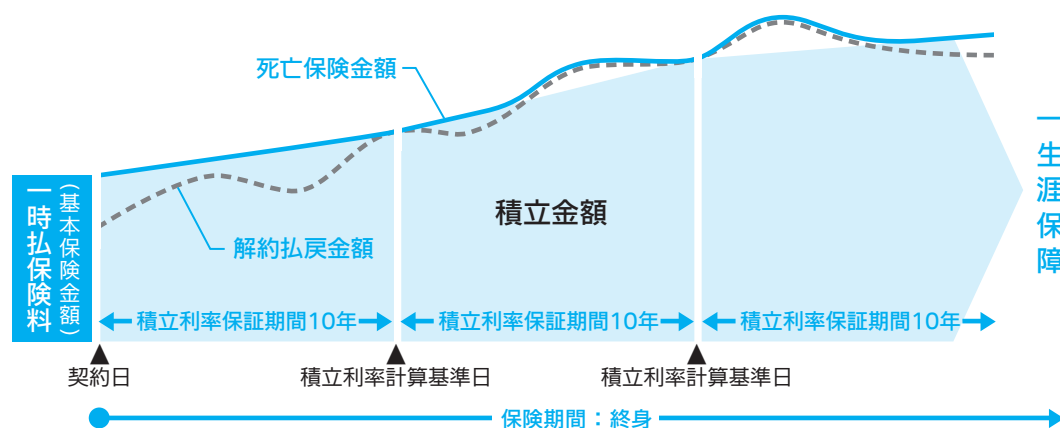
以下のときに保険金をお支払いします。

被保険者が死亡したとき：死亡保険金

支払額は以下のとおりです。

死亡した日の積立金相当額または解約払戻金相当額のいずれか大きい額

積立金とは、将来の死亡保険金を支払うために一時払保険料を積立てた部分をいい、積立利率によって複利運用します。



※上図はイメージ図であり、積立利率の推移を保証するものではありません。

契約時の基本保険金額は以下のとおりです。

指定通貨	払込通貨	基本保険金額
米ドル	米ドル	一時払保険料と同額
	円(保険料円入金特約)	保険料円入金額の米ドル換算金額
円	円	一時払保険料と同額

※指定通貨が米ドルで払込通貨が円の場合、基本保険金額は申込み承諾後に送付する保険証券をご覧ください。

保険金の支払事由および支払額については、「保険金のお支払い」をご参照ください。

→ 9 ページ

W 保険金・給付金
被保険者
積立金
解約払戻金

W 一時払保険料
基本保険金額
積立利率保証期間
契約日
積立利率計算基準日
保険期間
積立利率

S 保険料円入金特約
について
→ 16 ページ
「保険料円入金特約」

W 保険証券

特徴

1. 万一のときの保障が一生継続、指定通貨建の一時払終身保険です。
2. 指定通貨は、米ドルと円の2通貨から選択できます。
※ご契約後に指定通貨を変更することはできません。
3. 一時払保険料を所定の積立利率に基づいて運用します。
※積立利率は、積立利率保証期間（10年）ごとに更改します。くわしくは「積立金と積立利率」をご参照ください。 → 8 ページ
4. 保険期間中に死亡した場合、死亡した日の積立金相当額または解約払戻金相当額のいずれか大きい額を死亡保険金としてお支払いします。
※くわしくは「保険金のお支払い」をご参照ください。 → 9 ページ
5. 「保険料円入金特約」により、米ドル建の一時払保険料を円で払込みいただくことができます。
※保険料円入金特約は指定通貨で米ドルを選択したとき、付加することができます。くわしくは「保険料円入金特約」をご参照ください。 → 16 ページ
6. 「円支払特約」により、米ドル建の保険金や解約払戻金等を円でお受取りいただくことができます。
※円支払特約は指定通貨で米ドルを選択したとき、付加することができます。くわしくは「円支払特約」をご参照ください。 → 17 ページ
7. 解約する際、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映する「市場価格調整」を行います。
※くわしくは「解約と解約払戻金」をご参照ください。 → 34 ページ

十分にご確認のうえお申込みください。

- この保険には、お客さまに負担いただく諸費用があります。
- この保険には、「為替リスク（指定通貨が米ドルの場合）」「金利変動リスク」「早期解約時のリスク」があり、死亡保険金額や解約払戻金額が一時払保険料を下まわり、損失が生じるおそれがあります。
- この保険のリスクは保険契約者および受取人が負います。
- 各リスクは複合的に発生する場合があります。そのため、予期しない損失が生じるおそれがあります。

 指定通貨

 特約

 解約
市場価格調整

 保険契約者
受取人

積立金と積立利率

■ 積立金と積立利率

- 積立金とは、将来の死亡保険金を支払うために一時払保険料を積立てた部分をいいます。
- 積立金額は、契約日および積立利率計算基準日に適用する積立利率を基に、経過した年月数により計算され、複利で増加します。

積立利率の計算

- 積立利率は、毎月1日と16日につぎの方法で計算します。

$$\text{積立利率} = \text{平均指標金利}^{*1} + \text{調整率}^{*2} - \text{保険契約関係費率}^{*3}$$

*1 下表の指標金利の所定期間の平均値を用います。

*2 下表の範囲内で、当社が積立利率計算の際に決定します。

*3 死亡保障やご契約の締結・維持などに必要な費用を率に変えたものです。「死亡保障費率」「新契約費率」「維持費率」で構成されます。

指定通貨	指標金利	調整率	保険契約関係費率
米ドル	つぎの2つの指標の利回りを単純平均した利回りとして。 USD US Corporate A+ A- BVAL Yield Curve 10 Year	+ 1.0% 〜 - 1.5%	最大 0.96%
	USD US Corporate BBB+ BBB BBB- BVAL Yield Curve 10 Year		
円	JPY Japan Corporate A+ A- BVAL Yield Curve 10 Year		最大 0.53%

- 適用された積立利率は、積立利率保証期間（10年）中、一定です。
- 積立利率は、契約時は契約日における積立利率を適用し、その後に到来する積立利率計算基準日^{*4}に更改を行います。
- 積立利率は、0.01%を最低保証します（最低保証積立利率）。
- 積立利率計算基準日における被保険者の年齢が101歳以上となると、その日を最終の積立利率計算基準日とし、以後、積立利率の更改は行いません。また、適用する積立利率は、最低保証積立利率となります。



ご注意ください。

- 当社は、将来の運用情勢の変化により上記の利回りが算出されなくなったとき、または長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったとき等、上記の利回りを指標金利の計算に用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。
- この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にお知らせします。

最新の積立利率については、当社のウェブサイトをご参照ください。

オリックス生命ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/fx/whole-life/accumulation-interest-rate/>

W 積立金
積立利率
一時払保険料
積立利率計算基準日

W 積立利率保証期間

*4 積立利率計算基準日は10年ごとの契約応当日を指します。

保険金のお支払い

■死亡保険金

支払事由：被保険者が死亡したとき

受取人：死亡保険金受取人

支払額：死亡した日の積立金相当額または解約払戻金相当額のいずれか大きい額

保険金の据置支払

死亡保険金をすぐに受取らずに、所定の期間内、指定通貨建で当社に据置くことができます。

保険金の受取人は据置期間中いつでも据置金*全額の払出しを請求することができます。

米ドル建の保険金・据置金は、円支払特約を付加することで、円に換算してお受取りいただけます。

くわしくは「円支払特約」をご参照ください。 → 17 ページ



ご注意ください。

米ドル建の保険金を円で受取る場合、為替相場の変動により、受取る保険金の円換算金額が、保険料円入金額を下まわる場合や、ご契約時における保険金の円換算金額を下まわる場合があります。

 普通保険約款 第5条
「死亡保険金の支払」

 支払事由

*据置金とは当社に据置く間の保険金のことをいいます。
据置金には所定の利息をおつけします。据置金の利率については、当社のウェブサイトでご確認ください。
オリックス生命
ウェブサイト
<https://www.orixlife.co.jp/>

為替リスクについて

■指定通貨が米ドルの場合、為替リスクがあります。

指定通貨で米ドルを選択した場合、保険料円入金額を「米ドル」に換算する際、または保険金や解約払戻金等を「円」に換算する際に、為替相場の変動による影響を受けます。

- 為替相場の変動により、受取る保険金や解約払戻金の円換算金額が、保険料円入金額を下まわり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動により、受取る保険金や解約払戻金の円換算金額が、契約時における保険金や解約払戻金の円換算金額を下まわり、損失が生じるおそれがあります。

※為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分が差引かれるため、受取金額が一時払保険料を下まわる場合があります。

 指定通貨

■保険料円入金額の米ドルへの換算について(保険料円入金特約を付加した場合)

保険料円入金額を「米ドル」に換算して、米ドル建の一時払保険料に充当します。一時払保険料の額は、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

例) 保険料円入金額が1,000万円の場合

保険料円入金額	当社所定の為替レート(1米ドルあたり)	一時払保険料 (基本保険金額)
1,000 万円	120 円の場合	83,333.34 米ドル
	150 円の場合	66,666.67 米ドル
	180 円の場合	55,555.56 米ドル

※上記の「当社所定の為替レート」は、変動を説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。また、上限・下限を示すものでもありません。

※保険料円入金額の米ドル換算金額(基本保険金額)はセント未満切上げです。

「保険料円入金特約」をあわせてご参照ください。 → **16** ページ

■保険金額等の円への換算について(円支払特約を付加した場合)

保険金額や解約払戻金額等を円に換算する際、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

例) 保険金額が8万米ドルの場合

死亡保険金	当社所定の為替レート(1米ドルあたり)	円換算後の保険金額
8万米ドル	120 円の場合	960 万円
	150 円の場合	1,200 万円
	180 円の場合	1,440 万円

※上記の「当社所定の為替レート」は、変動を説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。また、上限・下限を示すものでもありません。

※保険金や解約払戻金等の円換算金額は円未満切上げです。

「円支払特約」をあわせてご参照ください。 → 17 ページ

金利変動リスクについて

■金利変動リスクがあります。

解約・減額する際、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映する「市場価格調整」を行います。

- 解約・減額する場合、市場金利の変動に応じた市場価格調整額を引去ることにより、解約払戻金額が一時払保険料を下まわり、損失が生じるおそれがあります。

※解約・減額時の市場金利が、契約時または積立利率計算基準日と比較して、上昇した場合は解約払戻金額が減少し、逆に下落した場合は増加することがあります。

市場価格調整に伴う各種計算方法については、「解約と解約払戻金」をご参照ください。

→ 34 ページ



解約
解約払戻金
市場価格調整

早期解約時のリスクについて

■早期解約時のリスクがあります。

解約・減額する際、契約日からの経過年数に応じて解約控除額を引去ります。

- 契約日から10年未満で解約・減額する場合、解約控除額を引去ることにより、解約払戻金額が一時払保険料を下まわり、損失が生じるおそれがあります。

解約控除については、「解約と解約払戻金」をご参照ください。 → [34](#) ページ

契約にかかる諸費用

■この保険は、お客さまに負担いただく諸費用があります。

保険期間中に負担いただく費用

積立利率保証期間ごとに適用する積立利率は、指定通貨に応じて、当社が定めた利率から、保険契約関係費率を差引いて設定します。したがって、保険期間中、お客さまに直接負担いただく費用はありません。

解約や減額を行う場合の費用(解約控除)

契約日から10年未満で解約や減額を行う場合、積立金額に対して、経過年数に応じた解約控除率を乗じた解約控除額を引去ります。

保険金を年金で受取る場合の費用(年金支払特約を付加した場合)

年金支払開始日以降、受取年金額の1.0%（本冊子作成時現在）を、年金支払日に負担いただきます。

※年金額は上記の控除を前提に設定します。別途、年金額から差引く費用はありません。

<指定通貨で米ドルを選択した場合>

保険料円入金額を「米ドル」に換算するときの費用(保険料円入金特約)

保険料円入金額を、米ドルに換算する際に適用する当社所定の為替レートは、為替手数料を含みます。

保険金や解約払戻金等を「円」に換算するときの費用(円支払特約)

米ドル建の保険金や解約払戻金等を、円に換算する際に適用する当社所定の為替レートは、為替手数料を含みます。

米ドルの取扱い時にかかる費用

保険料の振込み、保険金や解約払戻金等の受取りを米ドルで行うとき、振込手数料やリフティングチャージ等の費用が別途必要になることがあります。

※各種手数料の金額やお支払い等については、ご利用の金融機関にご確認ください。

 保険契約関係費率について

→ **8** ページ

「積立金と積立利率」

 解約
契約日

 解約控除率について

→ **34** ページ

「解約と解約払戻金」

 保険料円入金特約について

→ **16** ページ

「保険料円入金特約」

 解約払戻金

 円支払特約について

→ **17** ページ

「円支払特約」

特約

保険料円入金特約

米ドル建の一時払保険料を円で払込める特約です。
この特約は、指定通貨で米ドルを選択したとき、付加することができます。

■特約について

円により払込まれた金額（保険料円入金額）を米ドルに換算して、米ドル建の一時払保険料に充当します。

換算基準日

米ドルに換算する場合、つぎの換算基準日^{*1}における当社所定の為替レートが適用されます。

対象	換算基準日
一時払保険料	当社が保険料円入金額を受領する日

※当社所定の為替レートは、当社が指定する取引銀行が公示する、受領日の対顧客電信売相場(TTS)^{*2}を上まわることはありません。



ご注意ください。

保険料円入金額を米ドルに換算した金額（一時払保険料）は、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

当社所定の為替レートについては、当社のウェブサイトをご参照ください。

オリックス生命ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/fx/whole-life/accumulation-interest-rate/>

Y 約款 4.
保険料円入金特約

W 換算基準日

*1 当社が指定する取引銀行の休業日に該当するときは、その直後の取引銀行の営業日となります。

*2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

円支払特約

米ドル建の保険金や解約払戻金等を円で受取れる特約です。
この特約は、指定通貨で米ドルを選択したとき、付加することができます。

■特約について

米ドル建の保険金や解約払戻金等を円に換算してお支払いします。

換算基準日

円に換算する場合、つぎの換算基準日^{*1}における当社所定の為替レートが適用されます。

対象	換算基準日
• 死亡保険金 • 解約払戻金 • 据置期間中の据置金	書類到着日 ^{*2} の前日
据置期間満了後の据置金	据置期間の満了日
年金基金	年金基金を設定する日の前日

※当社所定の為替レートは、当社が指定する取引銀行が公示する、換算基準日の対顧客電信買相場 (TTB)^{*3}を下まわることはありません。



ご注意ください。

米ドル建の保険金額や解約払戻金額等を円に換算した金額は、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

当社所定の為替レートについては、当社のウェブサイトをご参照ください。

オリックス生命ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/fx/whole-life/accumulation-interest-rate/>

 約款 5.
円支払特約

*1 当社が指定する取引銀行の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行の営業日となります。

*2 書類到着日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

*3 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

年金支払特約

保険金を年金の形でお支払いする特約です。

 約款 2.
年金支払特約

■特約について

特約を付加することで、死亡保険金を年金形式で一定期間お支払いします。
年金をお支払いするための原資を年金基金といいます。

年金の種類

つぎの年金の種類(支払期間・型)から選べます。

年金の支払期間	年金の型	
5年	定額型	逓増型(5%複利)
10年	定額型	逓増型(5%複利)
15年	定額型	逓増型(5%複利)

この特約は以下の方のお申し出によって付加できます。

申込時または継続中：保険契約者

保険金の支払事由発生後：保険金の受取人

年金のお支払い

- 指定通貨が米ドルの場合、円支払特約を付加して円に換算し、年金基金を設定します。
- 年金基金設定時に、当社の定める方法により年金額を算出し、年金としてお支払いします。
- 将来の年金のお受取りにかえて、一括払を請求することができます。この場合、未払年金の現価相当額を一括でお支払いし、その後の年金はお支払いしません。
- 第1回の年金支払日は年金基金設定日と同日です。

 円支払特約について
→ **17** ページ
「円支払特約」



ご注意ください。

- 年金は円でお支払いします。米ドルでのお支払いは取扱いません。
- 年金支払期間中に年金受取人が死亡した場合、未払年金の現価相当額を一時金として、年金受取人の法定相続人にお支払いします。この場合、その後の年金はお支払いしません。
- 年金受取人を変更することはできません。
- 年金額が当社の定める額を下まわる場合は取扱いません。
- 保険金の一部を年金基金に充当することはできません。

契約に際して

I 告知

告知

■告知について

この保険は、健康状態についての告知が不要です。

 普通保険約款 第18条
「告知」

Ⅱ 申込み

申込手続き

■申込みの方法について

申込書は、保険契約者および被保険者ご自身で記入してください。

【当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）所定の情報端末（タブレット等）を利用してお申込みいただく場合】

当社が情報端末上に用意したお手続き画面にしたがって、お申込みに関する情報を入力いただき、入力内容を十分お確かめのうえ当社に送信してください。

 約款 3.
情報端末による保険契約
申込に関する特約

■一時払保険料または一時払保険料相当額の払込みと領収証について

当社指定の金融機関の口座にお振込みいただきます。領収証は発行しません。
保険証券がお手もとに届くまで、お振込みの控えを大切に保管してください。

 一時払保険料
保険証券

■一時払保険料相当額の取扱いについて

- 当社がお申込みのお引受けを承諾する前に、一時払保険料に相当する金額を払込んでいただく場合には、当社は一時払保険料相当額として領収します。
- 当社が保険契約をお申込みどおり承諾するときには、一時払保険料に充当します。
- 当社がお申込みのお引受けをお断りするとき、またはお申込みに変更を加えたことに申込者の同意を得られない場合は、一時払保険料相当額をお返しします*¹。この場合、利息はおつけしません。
- 当社がお申込みのお引受けを承諾した後に、保険料を払込んでいただく場合は、一時払保険料として領収します。

*1 払込まれた通貨で、払込まれた金額と同額をお返しします。
米ドルでの払込みの場合、取扱金融機関により所定の手数料等が別途必要になることがあります。

■契約確認について

当社の社員または当社で委託した者が、申込内容について確認に伺うことがあります。

■当社の社員や生命保険募集人について

当社の社員や生命保険募集人^{*2}は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介(保障の内容や申込手続きの説明、申込書類の取次ぎ等)を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

ご参考

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

【生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合】

保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

【生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合】

生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

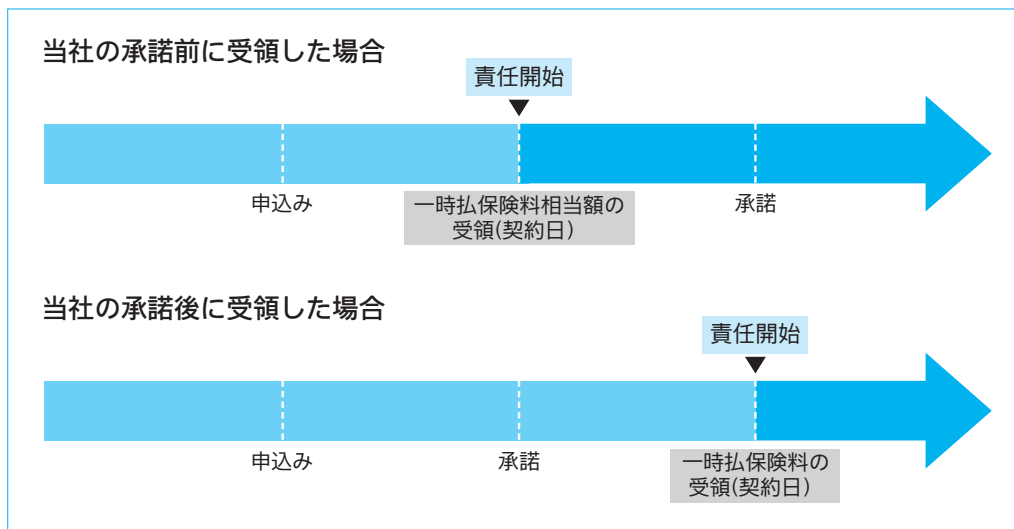
したがって、保険契約が有効に成立するのは、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、当社が承諾したときです。

*2 当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターの担当者を含みます。

保障の開始時期(責任開始)

■保障の開始時期(責任開始)について

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合、一時払保険料または一時払保険料相当額を当社が受領した日を契約日とし、この日より当社は保険契約上の責任を開始します。



普通保険約款 第9条
「責任開始」

責任開始時／
責任開始日

保険証券の送付

保険契約の申込み承諾後に、保険証券を保険契約者に送付します。保険証券に書いてあることがらが、お申込みの内容と相違していないかお確かめください。万一、お申込みの内容と相違しているときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

保険証券

申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)

■申込みの撤回等を行うことができます。

◇申込者または保険契約者は、お申込みの日からその日を含めて8日以内であれば、書面またはオリックス生命のウェブサイトによりお申込みの撤回または保険契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)を行うことができます。この場合、払込んでいただいた金額をお返しします。ただし、利息はおつけしません。

 解除

書面によるお申し出

〈書面送付先〉

書面でお申込みの撤回等をする場合は、下記宛に郵送してください。

〒183-8790
東京都府中市日鋼町 1-1
ヒューリック府中タワー 14階
オリックス生命保険株式会社
事務センター

※お申込みの撤回等の申出日は、書面を発信したとき(郵便の消印日付)とします。

〈お申込みの撤回等のお申し出の記入例〉▶

※返金先口座は日本国内にある金融機関の口座に限ります。

※返金先口座の口座名義人は契約者ご本人に限ります。なお、口座名義人名は払込時の通貨により以下で表記してください。

円: カタカナ 米ドル: アルファベット

オリックス生命保険株式会社 御中
私は以下の契約の申込みを撤回します。

保険契約者 オリックス太郎
被保険者 オリックス太郎
申込日 2000年0月0日
申込番号 000000000000
保険種類 00保険

記入日 2000年0月0日
住所 東京都00000 0-0
日中連絡のつく電話番号
000-000-0000

氏名(自署) オリックス太郎

返金先口座 00銀行 00支店
普通 口座番号00000000
口座名義人 0000

書面の到着後、適用可否の確認を行います。

適用された場合、「申込の撤回(クーリング・オフ)手続き完了のお知らせ」書面をご契約者さまの住所宛に郵送します。

オリックス生命のウェブサイトによるお申し出

・以下のウェブサイトよりお申し出いただけます。

オリックス生命ウェブサイト ご契約者さま／お申込みの撤回(クーリング・オフ)
<https://www.orixlife.co.jp/customer/>

※必ず、保険契約者(未成年の場合は親権者)または後見人が入力ください。

・お手続きの流れは以下のとおりです。

①〈お客さま〉お申込みの撤回等のお申し出

- ・「申込情報・お客さま情報等の入力画面」の必要情報を入力ください。
- ・「お手続きの受付(確認)画面」に表示された内容に誤りがないかご確認のうえ、「この内容で送信する」ボタンを押下ください。

※お申込みの撤回等の申出日は、お手続きの受付(確認)画面で「この内容で送信する」ボタンを押下したときの日付けとします。

②<オリックス生命>受付通知^{*1}

- ・「クーリング・オフお申出受付」のEメールをお送りします。

③<オリックス生命>適用可否の確認

④<オリックス生命>完了通知

- ・適用された場合、「申込の撤回(クーリング・オフ)手続き完了のお知らせ」書面をご契約者さまの住所宛に郵送します。

^{*1} Eメールによる受付通知の時点では手続きは完了していません。

◇指定通貨で米ドルを選択した場合、保険料円入金特約付加の有無によって以下のとおり返金時の通貨が異なります。

	払込時の通貨	返金時の通貨
保険料円入金特約を付加する場合	円 ^{*2}	円 ^{*3}
保険料円入金特約を付加しない場合	米ドル ^{*4}	米ドル ^{*5}

^{*2} 保険料円入金特約付加に伴う所定の費用(為替手数料)を含みます。

^{*3} 円貨で払込みいただいた金額と同額を返金します。

^{*4} 金融機関等で円貨を米ドルに両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からオリックス生命の口座へ送金を行うための、振込手数料やリフティングチャージ等の費用が別途必要になる場合があります。

^{*5} 米ドルで払込みいただいた金額と同額を返金します。ただし、米ドルでの返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関等で米ドルに両替した場合)、以下により、返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

- ①円貨から米ドルへの両替に係る金融機関所定の手数料
- ②米ドルから円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
- ③送金および着金に係る金融機関所定の手数料
- ④為替差損(益)

また、米ドルでお受取りになる際は、米ドルで受取れる口座が必要です。

■お申込みの撤回等ができない場合

- ・契約申込みのために医師の診査を受けた場合
 - ・保険契約者が団体等で一括式の保険証券を発行する場合
 - ・営業または事業のために締結する保険契約の場合
- また、「特約のみのお申込みの撤回」「保険契約や特約の減額」など、お申込みの一部の撤回または保険契約の一部の解除もできません。

■保険金や給付金等の支払事由が生じている場合

お申込みの撤回等をしたときに保険金や給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は発生しません。ただし、お申込みの撤回等をしたときに、申込者または保険契約者が、保険金や給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■当社は、申込者または保険契約者に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償、または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

※生命保険は長期にわたる契約ですから、お申込みに際しては十分ご検討くださるようお願いいたします。

 保険金・給付金
支払事由

詐欺による取消および不法取得目的による無効

つぎの場合には保険契約を取消または無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

- 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人の詐欺により保険契約の締結が行われた場合
- 保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行った場合

 普通保険約款 第16条
「詐欺による取消」

 普通保険約款 第17条
「不法取得目的による無効」



ご注意ください。

- 責任開始日からの年数は問いません。
- 詐欺による取消および不法取得目的による無効の場合、お支払いする払戻金はありません。

現在の契約を解約して新たな保険に見直す場合

現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

 解約

- 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。保険種類や契約後の経過年月数によっては、まったくない場合もあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

契約後

I 保険金等の請求

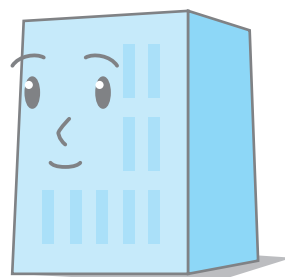
請求の手続き

保険金等のお支払いのながれ



お客さま

保険金を
請求したいけど、
どうしたらいいの？



オリックス生命

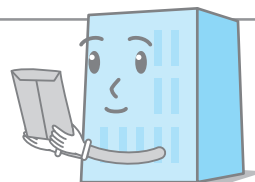
1 請求の連絡

「保険金・給付金お問合せ窓口」
へご連絡ください*1。



2 必要書類の発送

ご請求方法の案内資料と、ご請求
に必要な資料をお届けします。



*1 お問合せ窓口への
連絡先は次
ページに記載し
ています。

3 書類の準備・提出

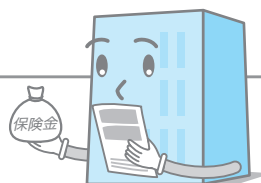
請求書類に必要事項をご記入ください。
病院に診断書の発行をご依頼ください。
ご案内した書類を
ご準備ください*2。



すべて準備できましたらご提出ください。

4 書類の確認・お支払い

請求書類に不備や不明点がなく、
事実確認を要さない場合、当社に
書類が到達した日の翌日からその
日を含めて5営業日以内にお支払
いします。お支払いにあたっては、
ご指定の口座へ送金します。



*2 診断書などご請
求に必要な書類
の発行にかかる
費用は、お客さま
のご負担になり
ます。

5 支払内容の確認

お支払金額などの明細「お
手続き完了のお知らせ」を
郵送しますので、内容をご
確認ください。



S 保険金等の支払時
期について

→ 29 ページ

「保険金等の支払時期」

保険金・給付金に関するお問合せ

保険金・給付金
お問合せ窓口



0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00 – 18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

請求手続きについてはウェブサイトにも掲載しています。

オリックス生命ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/>

保険金・給付金

*3 請求書類が当社に到達した日とは、完備された請求書類が当社に到達した日をいいます。

免責事由

■保険金等の支払時期

保険金等のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到達した日^{*3}の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。

ただし、保険金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合には、以下のとおりとします。

確認・照会・調査が必要な場合	お支払時期
・お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到達した日 ^{*3} の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
上記の確認を行うために特別な照会や調査が必要なつぎの場合 ・弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合で、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果について警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到達した日 ^{*3} の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

※確認等に際し、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

事実確認について

治療の経過・内容、障害の状況などについて、被保険者やご家族、医療機関等へ事実確認を実施する場合があります。この場合、事前に当社からご連絡のうえ、当社の社員または当社委託の確認会社の担当者が伺います。その際は、ご協力をお願いいたします。

保険金等をお支払いできない場合

■支払事由に該当しない場合

支払事由に該当しない場合、保険金等をお支払いできません。

■免責事由に該当する場合

つぎの場合、支払事由に該当しても保険金等のお支払いはできません。

●死亡保険金について

- ①責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき
 - ②死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - ③保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき
- ※上記①②③に該当した場合の取扱いについては、約款をご参照ください。

■戦争その他の変乱により支払事由に該当した場合

支払事由に該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき、当社は、死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。
この場合、削減して支払う金額は被保険者が死亡した日における積立金を下まわることはありません。

 支払事由

 保険金等の支払事由について

→  ページ

「保険金のお支払い」

 免責事由
約款

 普通保険約款 第5条
「死亡保険金の支払」

■ 保険契約が重大事由により解除された場合

重大事由とは、

- ① 保険契約者または保険金等の受取人がこの保険契約の保険金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
- ② この保険契約の保険金等の請求に関して、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有しているときと認められるとき
- ④ 上記①②③の他、当社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき

をいいます。

※ 上記の事由が生じた以後に、保険金等の支払事由が生じたときは、当社は保険金等をお支払いしません（上記③の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします）。

すでに保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

※ 1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※ 2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

■ 保険契約が詐欺による取消または不法取得目的による無効とされた場合

「詐欺による取消および不法取得目的による無効」をご参照ください。 → **26** ページ

時効と管轄裁判所

- 保険金や解約払戻金等の請求は、3年間を過ぎると、請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 保険金等の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地、または、その保険金等の受取人の住所地を管轄する高等裁判所(本庁)の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

Ⅱ 契約後の変更等

死亡保険金受取人の変更

W 受取人

■死亡保険金受取人の変更について

- 保険契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人を変更する場合、当社へ通知してください。

■遺言による死亡保険金受取人の変更について

- 保険契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
この場合、保険契約者が亡くなられた後、保険契約者の相続人から当社への通知が必要です。
 - 死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意が必要です。
- ※当社へ通知する際の必要書類は、約款別表1「請求書類」をご参照ください。



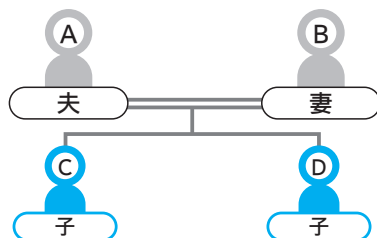
ご注意ください。

当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

■死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

- 新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
 - 死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- ※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合はそれぞれ法定相続割合に応じた金額とします。

〈例〉 受取人であるBさんの死亡後、受取人変更前にAさんが死亡した場合



保険契約者・被保険者 Aさん

死亡保険金受取人 Bさん

Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん(保険契約者、被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合はそれぞれ法定相続割合に応じた金額となります。

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので「カスタマーサービスセンター」へお問合わせください。

解約と解約払戻金

■解約する場合には、解約払戻金をお支払いします。

基本保険金額を減額する場合は、減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。
※減額後の基本保険金額が当社の定める限度を下まわる場合は、取扱いできません。

■解約払戻金額は、解約払戻金計算基準日^{*1}における積立金額を基準として計算します。

解約払戻金計算基準日の積立金額に市場価格調整および解約控除を行い計算した金額を解約払戻金^{*2}として保険契約者にお支払いします。

解約払戻金の試算額については、「ウェブサービス」をご利用いただくか、「カスタマーサービスセンター」へお問合わせください。



ご注意ください。

損失が生じるおそれがあります。

- ・米ドル建の解約払戻金を円で受取る場合、為替相場の変動により、受取る解約払戻金の円換算金額が、保険料円入金額を下まわる場合や、ご契約時における解約払戻金の円換算金額を下まわる場合があります。
- ・解約・減額する場合、市場金利の変動に応じた市場価格調整額を引去ることにより、解約払戻金額が一時払保険料を下まわる場合があります。
- ・契約日から10年未満で解約・減額する場合、解約控除額を引去ることにより、解約払戻金額が一時払保険料を下まわる場合があります。

■主契約を解約した場合、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。



解約

解約払戻金

市場価格調整



普通保険約款 第20条
「解約」



普通保険約款 第10条
「基本保険金額の減額」

*1 完備された解約・減額の請求書類が当社に到着した日（解約日・減額日）とします。他の当社所定の方法で請求を行った場合は、当社が受付けた日となります。

*2 米ドル建の解約払戻金は、円支払特約を付加することで、円に換算してお受取りいただけます。



主契約

特約

解約払戻金の計算方法

■解約払戻金額の計算

解約払戻金額は、つぎの方法で解約払戻金計算基準日の積立金額に市場価格調整および解約控除を行い計算します。

【解約払戻金計算基準日が積立利率計算基準日以外の場合】

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} - \frac{\text{市場価格調整額}}{(\text{積立金額} \times \text{市場価格調整率})} - \frac{\text{解約控除額}^{*3}}{(\text{積立金額} \times \text{解約控除率})}$$

【解約払戻金計算基準日が積立利率計算基準日の場合】

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額}$$

* 3 契約日から10年未満で解約する場合は、経過年数に応じた解約控除額を引去ります。

※上記の「積立金額」は、いずれも解約払戻金計算基準日時点のものを指します。

※解約払戻金計算基準日が積立利率計算基準日の場合は、市場価格調整を行いません。

※解約払戻金計算基準日が最終の積立利率計算基準日以後の場合は、市場価格調整を行いません。

■市場価格調整

市場価格調整とは、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させるためのしくみのことをいいます。

市場価格調整率は、つぎの方法で算出します。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \frac{\text{適用されている積立利率の計算時の平均指標金利}^{*4}}{12}}{1 + \frac{\text{解約払戻金計算基準日の平均指標金利}^{*5}}{12}} \right)^{\frac{\text{月数}^{*6}}{12}}$$

* 4 解約払戻金計算基準日に保険契約に適用されている積立利率の計算に用いた平均指標金利とします。

* 5 保険契約に適用している積立利率保証期間および指定通貨と同じ保険契約を新たに契約したと仮定した場合の平均指標金利とします。

* 6 解約払戻金計算基準日から次の積立利率計算基準日の前日までの月数(月数未満切上げ)とします。

解約控除率

契約日からの経過年数に応じた解約控除率は、以下のとおりです。

経過年数 指定通貨	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満
米ドル	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%
円	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%

経過年数 指定通貨	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満
米ドル	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%
円	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%

※契約日から 10 年以上経過している場合は、解約控除を行いません。

解約払戻金の例

契約例	●指定通貨：米ドル ●一時払保険料：100,000 米ドル ●積立利率：4.50% ●積立利率計算時の平均指標金利：5.50%
-----	--

解約払戻金計算基準日の平均指標金利 (適用されている積立利率計算時の平均指標金利と解約日の平均指標金利の差)					
経過年数	2.50% (-3.00%)	4.00% (-1.50%)	5.50% (±0%)	7.00% (+1.50%)	8.50% (+3.00%)
1 年	129,836	113,231	98,857	86,388	75,550
2 年	132,308	117,215	103,960	92,298	82,018
3 年	134,859	121,355	109,323	98,585	88,986
4 年	137,494	125,658	114,958	105,273	96,493
5 年	140,215	130,129	120,879	112,386	104,578
6 年	143,029	134,777	127,100	119,950	113,284
7 年	145,938	139,610	133,636	127,993	122,657
8 年	148,949	144,635	140,503	136,544	132,748
9 年	152,067	149,861	147,717	145,634	143,608
10 年	155,296 ^{*7}				

(単位：米ドル)

* 7 解約払戻金計算基準日が積立利率計算基準日のため市場価格調整を行いません。また、契約日から 10 年以上経過しているため解約控除を行いません。したがって、解約払戻金額は積立金額と同額となります。

※年単位の契約応当日の解約払戻金額を表示しています。また、米ドル未満を切捨てて表示しています。

 契約応当日

被保険者による保険契約者への解約の請求

 被保険者
保険契約者

- 被保険者と保険契約者が異なる保険契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②保険金等の受取人が当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約の申込みに同意するにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

保険契約者以外の者による解除の効力および受取人による保険契約の存続

 解除
受取人

■差押債権者、破産管財人等による解約について

保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

■保険金等の受取人による保険契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金等の受取人は保険契約を存続させることができます。
 - ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②保険契約者でないこと
- 保険金等の受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①保険契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じた場合に当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

住所変更等の代表的な手続き例

Q.1 引っ越して必要なことは？

A 「ウェブサービス」または「カスタマーサービスセンターへお電話」より、お手続きをお願いします。当社から定期的にお送りする各種告知や重要書類がお届けできなくなりますので、忘れずにご対応ください。

必要となるお手続き

●住所変更手続き



など

Q.2 保険金の請求方法は？

A 「保険金・給付金お問合せ窓口」へご連絡ください。
必要書類をご案内します。
※くわしくは「請求の手続き」をご参照ください。
→ 28 ページ
※必要書類は約款別表1をご参照ください。

以下の項目についてお知らせください。

- 証券番号
- 死亡した方のお名前
- 死亡した日
- 死亡した原因(事故・病気)

など



ウェブによるご契約内容の確認や変更・給付金請求のお手続き

ウェブサービス

右のQRコードからお手続きが可能です。

<https://www.orixlife.co.jp/customer/wp/>

※ご利用にあたっては、当社への携帯電話番号の登録が必要です(保険金・給付金請求を除く)。

※保険契約者が法人の場合はご利用いただけません。

※お手続きによってはウェブサービスで完結できない場合がございます。



上記の他にチャットサービスや24時間自動受付サービスによりお手続きができる場合もございます。
くわしくは当社ウェブサイト(<https://www.orixlife.co.jp/customer/>)をご参照ください。

カスタマー
サービスセンター



0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

保険金・給付金
お問合せ窓口



0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

特に注意して
いただきたい
ことから

お客さまの個人情報の取扱いについて

当社はお客さまの個人情報について、以下のとおりプライバシー・ポリシーを定め、適正に取扱います。

■ プライバシー・ポリシーについて

オリックス生命保険株式会社（以下、「当社」といいます）は、お客さまのさまざまなご要望に対し、オリックスグループの総合力により質の高いサービスをご提供し、お客さまとの強い信頼関係を確立することを目指しています。

当社は、お客さまの個人情報については、極めて重要な情報資産として、適法・適正な方法で取得するとともに、以下に従い、適切に利用・管理・保護します。

このプライバシー・ポリシー（以下、「本ポリシー」といいます）は、当社における個人情報の利用目的を公表し、その取扱い等についてご説明するものです。

1. 法令の遵守

当社は、個人情報を保護し、その安全を確保するためには、すべての役員および社員等に個人情報の取扱いに関する法令およびその他規範を周知・遵守させることが必要であることを認識し、その徹底をはかります。

2. コンプライアンス・プログラムの継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関する事項を含むコンプライアンス・プログラムを作成し、定期的に見直し、継続してその改善をはかります。

3. 適用範囲

本ポリシーは、当社のお客さまの個人情報に適用されます。

（お客さまの定義）

当社では、お客さまを次のように定義しています。

- ・個人・法人を問わず、保険契約者・被保険者・保険金等受取人などの保険契約関係者（注）およびご加入を検討していただいている方

（注）保険契約関係者には、ご高齢の方がご加入されるときに同席されるご親族、ご家族登録制度に登録されているご親族の方を含みます。

代理店・募集人の個人情報、役員および社員等の個人情報、ならびに人材募集・採用にかかる個人情報には本ポリシーは適用されません。

なお、当社におけるCookieの取扱いについては、当社サイトポリシー内の「Cookie（クッキー）、ウェブビーコンについて」をご確認ください。

4. 個人情報の取得

当社は、「5. 個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で適法・適正な方法によりお客さまの個人情報（氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等）を取得します。

主な取得方法には、保険契約申込書等による取得や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際の電話・その他通信媒体等を通じた取得があります。

なお、当社のコールセンター・本社・支社窓口とのお電話の内容につきましては、当社業務の運営管理およびサービス充実等、「5. 個人情報の利用目的」に定める目的の達成に必要な範囲で録音させていただくことがあります。

5. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内でのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

なお、この利用目的の範囲を超えて取扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意をいただいた上で行います。

- (1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

マイナンバーを含む個人情報は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」といいます）」により利用目的が限定されており、当社は、その目的を超えて取得・利用しません。

6. 個人情報の管理

当社は、お客さまの個人情報の管理にあたっては、正確かつ最新の情報を保持するよう努めます。

また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失・盗難・改ざん・漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規程等を継続的に見直し、必要に応じて改善をはかります。

7. 個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を第三者へ提供しません。

- (1) お客さまご本人の同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産（法人の財産を含みます）の保護のために必要があり、お客さまご本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 「5. 個人情報の利用目的」に定める目的の達成に必要な範囲において、当社代理店を含む委託先に提供する場合
- (5) 個人情報を共同利用する場合
- (6) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (7) その他の正当な理由がある場合

マイナンバーを含む個人情報は、マイナンバー法で認められている場合を除き、第三者へ提供しません。

8. 再保険における個人情報の取扱い

当社では、当社と保険契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する業務のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名・性別・生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を保険契約者・被保険者の同意を得た上で再保険会社に提供することがあります。

9. 個人情報の共同利用

(1) グループ会社との共同利用

当社が保有するお客さまの個人情報を、以下に従って、当社とオリックスグループ各社が共同利用することがあります。

① 共同利用者

オリックスグループ各社

（オリックス株式会社ならびに法令に基づくオリックス株式会社の連結決算および持分法適用会社のうち「グループ会社一覧」（<https://www.orix.co.jp/grp/company/about/group/>）に記載の、「国内グループ会社一覧」となります。なお、グループ会社は変更となる場合がありますので、最新の対象会社は上記ウェブサイトでご確認ください）

② 共同利用者の利用目的

共同利用者は、当社およびオリックスグループ各社におけるリスクの管理等経営上必要な管理を行う目的で利用します。

③ 共同利用する個人情報の項目

お客さまの氏名・住所・生年月日・性別・電話番号、その他上記「②共同利用者の利用目的」達成のために必要な個人情報

④ 共同利用する個人情報の管理について責任を有する者

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー
オリックス生命保険株式会社
代表取締役社長 片岡 一則

(2) 情報交換制度等における共同利用

当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、次の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人情報（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を共同利用します。

- ・ 契約内容登録制度・契約内容照会制度
- ・ 医療保障保険契約内容登録制度
- ・ 支払査定時照会制度

各制度の詳細につきましては当社ウェブサイト（<https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/shareduse/>）をご覧ください。

10. 個人情報の取扱いの委託先管理

当社では、よりよいサービスをご提供するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託する場合があります。委託先の選定に際しては、委託先における個人情報の

管理、秘密保持、再委託の制限、個人情報の漏えい防止等に関して、適切な取扱いがなされているかについて基準を定めて慎重に評価しています。また、委託先における個人情報の安全管理措置の実施状況を定期的に確認し、問題が認められる場合には改善を指導しています。

11. 外国への移転

お客さまの個人情報は、当社または第三者によって、「5. 個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で、外国に移転され、取扱われることがあります。移転先の国には、日本において適用されるデータ保護基準とは異なる基準を有している国を含みます。当社は、お客さまの個人情報が、安全に、かつ本ポリシーおよび「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）」を含む法令に準拠して取扱われることを保証するため、適切な契約の締結の他、法令により求められる必要な措置（注）を行います。

（注）個人情報保護法に定める必要な措置とは、①移転先における個人情報の取扱状況およびそれに影響を及ぼしうる移転先の国の制度の有無の定期的な確認②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人情報の提供を停止）をいいます。

12. 匿名加工情報の取扱い

当社は、匿名加工情報（注）を作成する場合は、法令で定める基準に従いお客さまの個人情報を適正に加工します。また、適切な安全管理措置を講じるとともに、匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表します。

匿名加工情報を自ら利用する場合は、作成のもととなった個人情報について本人を識別するための行為はいたしません。

（注）匿名加工情報とは、個人情報保護法の定めに従い、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいいます。

13. 個人情報の保存期間

当社は、「5. 個人情報の利用目的」に定める目的を達成するために合理的に必要とされる期間、または法令に基づいて必要な期間、個人情報を保持します。個人情報が不要になった場合は、速やかに削除します。

14. 個人情報の管理について責任を有する者

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2

大手町プレイス イーストタワー

オリックス生命保険株式会社

代表取締役社長 片岡 一則

15. 個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用の停止等

当社は、お客さまから、ご本人に関する個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用の停止等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客さまご本人であることの確認を行った上で、適切に対応させていただきます。具体的な請求手続につきましては、次の個人情報問合せ窓口までご連絡ください。

オリックス生命保険株式会社
個人情報問合せ窓口

 0120-227-780

受付時間 9:00 — 17:00

（土日祝日、年末年始の休業日を除く）

当社のウェブサイトには、当社の取引先等、第三者のウェブサイトへのリンクが含まれています。当社は第三者における個人情報の取扱いを管理していませんので、当該第三者における個人情報の取扱いについてのお問合せ窓口はリンク先ウェブサイトをご確認ください。

■機微（センシティブ）情報〈要配慮個人情報を含む〉の取扱いについて

当社は、医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報の利用目的を業務の適切な運営の確保その他必要と認められるものに限定しています。

また、機微（センシティブ）情報については、限定している目的以外では利用しません。

当社は、代理店扱いのご契約に関して、委託先である募集代理店との間で健康状態等の機微情報を含む個人情報を業務上必要な範囲で共有いたします。共有を希望されない場合は、当社窓口（0120-227-780）までお申し出ください。

◇最新のプライバシー・ポリシーは当社のウェブサイト「個人情報の取扱いについて（プライバシー・ポリシー）」（<https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/>）をご確認ください。

他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金のご請求に際し、お支払いや契約の解除等の判断の参考とすることを目的として、お客さまの契約内容等を利用させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険金、年金もしくは給付金のお支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。

相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等による

お支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。

照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出することができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、本社または最寄りの支社にお問合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険

種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社のウェブサイト「支払査定時照会制度について」 (<https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/assessment.html>) をご確認ください。

業況の変化による保険金額等の削減

保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機

構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

詳細については、つぎの「生命保険契約者保護機構」をご参照ください。

生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の概要は以下のとおりです。

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受け、補償対象保険金のお支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^{※1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{※2}を除き責任準備金等^{※3}の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません^{※4}）。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備

金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

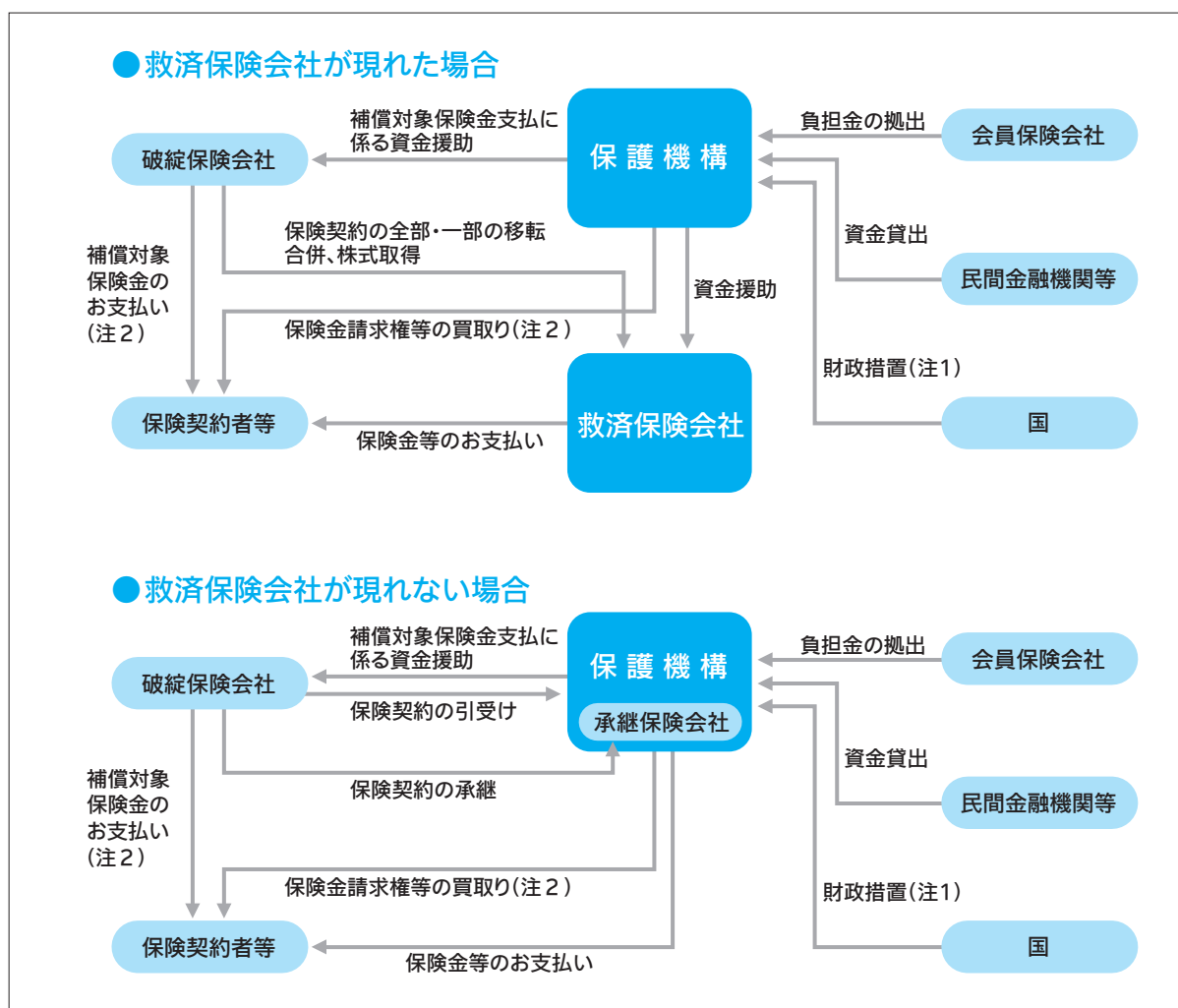
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のウェブサイトで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕組みの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等のお支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指しま

す。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、※2に記載の率となります)。

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構 電話番号 **03-3286-2820**

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま」（以下、「一般投資家」といいます）として取扱うよう申し出いただくことができます。

手続きをご希望の場合、以下の連絡先までご連絡ください。

過去に上記の手続きをされているお客さまにつきましては、「特定投資家」として取扱うよう申し出いただく

までは、「一般投資家」として取扱います。

「特定投資家」として取扱うよう申し出いただく場合、以下の連絡先までご連絡ください。

※法令の規定により、「特定投資家」と「一般投資家」の区分を設けておりますが、当社の生命保険契約に関しては、「特定投資家」として取扱う場合と「一般投資家」として取扱う場合とで、お手続き等に相違はありません（特定投資家に対しても、一般投資家と同様の商品説明等をいたします）。

<ご連絡先>

オリックス生命

電話番号 03-3517-4300

受付時間 月曜～金曜 9：00 – 17：00（土日・祝日・年末年始休み）

その他

生命保険と税金

■生命保険料控除について

払込まれた保険料の一定額が、その年の所得から控除され、それに応じて税金が安くなります。
この保険の保険料の払込方法は「一時払」のため、払込まれたその年のみ生命保険料控除が適用されます。

●生命保険料控除の対象となるご契約

この制度は納税する人が保険料を支払い、本人または配偶者、あるいはその他の親族が保険金等の受取人である場合に適用されます。

●生命保険料控除のお手続き

生命保険料控除を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」を発行しますので、確定申告または年末調整のために、大切に保管してください。

■保険金等の税制上の取扱い

保険金等にかかる税金は、保険契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

【死亡保険金について】

※下表は保険契約者が保険料を負担しているものとします。

※(契)は保険契約者、(被)は被保険者、(受)は受取人を指します。

契約形態	契約例	税の種類
(契)と(被)が同一人の場合	(契) (被) (受) 夫 夫 妻	相続税
	夫 夫 子	
(契)と(受)が同一人で、 (被)が異なる場合	(契) (被) (受) 夫 妻 夫	所得税 (一時所得) +住民税
	夫 子 夫	
(契)、(被)、(受)が それぞれ異なる場合	(契) (被) (受) 夫 妻 子	贈与税
	夫 子 妻	

■外貨建保険の税制上の取扱い

税制上、授受された通貨によって、以下のとおり取扱います。

• 保険料の取扱い

【円でお払込みになる場合】

保険料円入金特約を付加して、米ドル建の保険料を円でお払込みになる場合、実際に払込みいただいた円の額で取扱います。

【米ドルでお払込みになる場合】

保険料を米ドルでお払込みになる場合、以下の換算基準日および適用する為替レートにしたがって円に換算した金額を円建の生命保険と同様に取扱います。

• 保険金・解約払戻金の取扱い

【円でお受取りになる場合】

円支払特約を付加して、米ドル建の保険金や解約払戻金を円でお受取りになる場合、実際にお受取りいただいた円の額で取扱います。

【米ドルでお受取りになる場合】

保険金や解約払戻金を米ドルでお受取りになる場合、以下の換算基準日および適用する為替レートにしたがって円に換算した金額を円建の生命保険と同様に取扱います。

項目		米ドルを円に換算する場合	
		換算基準日	為替レート*
保険料		当社が受領した日	TTM
保険金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日	TTB
	所得税の対象となる場合		TTM
解約払戻金		解約効力発生日	TTM

* TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

※本冊子作成時現在の税制に基づく一般的な取扱いです。今後変更となる場合があります。

作成年月は裏表紙をご参照ください。

※より詳しい内容等については最寄りの税務署等にお問合わせください。

W 主な保険用語

あ行

いち じ ばらい ほ けんりょう

一時払保険料

保障の対価として、当社に払込んでいただくお金のことをいいます。

うけとり にん

受取人

保険金・給付金等を受取る人のことをいいます。

か行

かいじょ

解除

重大事由に該当した場合等に、保険期間の途中で当社が保険契約または特約を消滅させることをいいます。

かいやく

解約

保険期間の途中に、保険契約者の意思で保険契約を終了させることをいいます。解約により保障は消滅します。

かいやく はらい もどし きん

解約払戻金

保険契約を解約した場合等に、保険契約者に払戻されるお金のことをいいます。

かんざん き じゅん び

換算基準日

通貨を換算する基準となる日をいい、この日における当社所定の為替レートを用いて換算します。

き ほん ほ けんきんがく

基本保険金額

この保険の取扱いの基準となる金額をいい、一時払保険料と同額とします。ただし、保険契約の締結後にその金額の減額が行われたときは、減額後の金額とします。

けいやく おうとう び

契約応当日

契約後の保険期間中にむかえる毎年の契約日に対応する日のことです。

けいやく ねんれい

契約年齢

契約日における被保険者の年齢のことをいいます。当社では満年齢で計算します。

けいやく び

契約日

通常は保険契約締結の際の責任開始日をいい、保険期間、契約年齢などの計算基準日となります。この保険では一時払保険料を当社が受領する日となります。

さ行

し じょう か かくちょうせい

市場価格調整

解約・減額する場合に、運用対象となっている債券などの価格の変動を解約払戻金額に反映させることをいいます。

し ていつう か

指定通貨

米ドル・円の中から、保険契約締結時に保険契約者が指定した通貨をいいます。

し はらい じ ゆう

支払事由

約款で定める、保険金・給付金等をお支払いする事由をいいます。

しゅ けいやく

主契約

普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。

せきにんかい し じ
責任開始時／
せきにんかい し び
責任開始日

保険契約の保障が開始される時期を「責任開始時」といい、その責任開始時の属する日を「責任開始日」といいます。

た行

つみたてきん
積立金

積立金とは、将来の保険金等を支払うために一時払保険料を積立てた部分をいいます。積立金額は、積立利率を適用して、経過した年月数により計算します。

つみたて り りつ
積立利率

積立金に適用する利率をいいます。契約時は契約日における積立利率が適用され、10年ごとの契約応当日(積立利率計算基準日)に更改されます。

つみたて り りつけいさん
積立利率計算
き じゅん び
基準日

積立利率保証期間(10年)ごとの、契約日の年単位の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします)とし、積立利率はこの日に更改を行います。

つみたて り りつ ほ しょう
積立利率保証
き かん
期間

積立利率を適用した日からつぎに更改するまでの期間(10年)をいいます。

とくやく
特約

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法など、普通保険約款と異なる特別な約束をする目的で主契約に付加するもののことをいいます。

は行

ひ ほ けんしゃ
被保険者

保険の対象とされる人のことをいいます。

ほ けん き かん
保険期間

保険契約において保障する期間のことをいいます。

ほ けんきん きゅう ふ きん
保険金・給付金

被保険者に約款の定める支払事由が生じたときにお支払いするお金のことをいいます。

ほ けんけいやくしゃ
保険契約者

当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更請求権など)と義務(保険料支払義務など)をもつ人のことをいいます。

ほ けんしょうけん
保険証券

保険契約の保険金額・給付金額等や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

ま行

めんせき じ ゆう
免責事由

約款で定める、保険金・給付金等をお支払いできない事由をいいます。

や行

やっかん
約款

保険契約について、契約から消滅までの取り決めに記載したものです。

MEMO

This image shows a full page of blank graph paper. The grid consists of small, uniform squares formed by thin, light blue horizontal and vertical lines. There are no margins, text, or other markings on the page.

約款

約款

1. 無配当指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険料の払込を保険契約者が指定する通貨で行い、金利情勢に応じて積立利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組みの一時払タイプの指定通貨建終身保険で、被保険者が死亡したときに指定通貨建の死亡保険金を支払うことを主な内容とするものです。

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 通貨 | 第15条 遺言による死亡保険金受取人の変更 |
| 第1条 通貨 | 9 詐欺および不法取得目的 |
| 2 基本保険金額等の定義 | 第16条 詐欺による取消 |
| 第2条 基本保険金額等の定義 | 第17条 不法取得目的による無効 |
| 3 積立金 | 10 告知 |
| 第3条 積立金および積立利率 | 第18条 告知 |
| 第4条 積立利率の更改 | 11 重大事由による解除 |
| 4 保険金の支払 | 第19条 重大事由による解除 |
| 第5条 死亡保険金の支払 | 12 解約 |
| 第6条 死亡保険金の削減支払 | 第20条 解約 |
| 第7条 保険金の据置支払 | 13 解約払戻金 |
| 5 保険金の請求、支払時期および支払場所 | 第21条 解約払戻金 |
| 第8条 保険金の請求、支払時期および支払場所 | 第22条 解約払戻金額 |
| 6 責任開始 | 14 契約年齢の計算および契約年齢の誤りの処理 |
| 第9条 責任開始 | 第23条 契約年齢の計算 |
| 7 保険契約の内容の変更 | 第24条 契約年齢の誤りの処理 |
| 第10条 基本保険金額の減額 | 15 契約者配当 |
| 8 保険契約者および死亡保険金受取人 | 第25条 契約者配当 |
| 第11条 保険契約者の変更 | 16 時効 |
| 第12条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者 | 第26条 時効 |
| 第13条 保険契約者の住所の変更 | 17 管轄裁判所 |
| 第14条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更 | 第27条 管轄裁判所 |
| | 18 保険契約者以外の者による解約の効力等 |
| | 第28条 保険契約者以外の者による解約の効力等 |

1 通貨

第1条（通貨）

この保険契約における通貨は、アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）または円のいずれか一つとします。

2 保険契約者は、保険契約締結の際、米国ドルまたは円のいずれか一つの通貨を指定するものとし（以下、指定した通貨を「指定通貨」といいます。）、保険料の払込または死亡保険金の支払等、この保険契約に係る金銭の授受は、全て指定通貨をもって行ないます。

2 基本保険金額等の定義

第2条（基本保険金額等の定義）

この保険契約において使用される用語の定義は、それぞれつぎの各号のとおりとします。

用語	定義
(1) 基本保険金額	この保険契約の取扱の基準となる金額をいい、この金額は、一時払保険料と同額とします。ただし、保険契約の締結後、基本保険金額の減額が行なわれたときは、減額後の金額とします。
(2) 積立利率保証期間	積立利率を適用した日からつぎに更改するまでの期間をいい、指定通貨に応じて、つぎの年数のうち会社の定める取扱範囲内で保険契約者の申出によって定めます。 ・指定通貨が米国ドルの場合 10年 ・指定通貨が円の場合 10年または20年
(3) 積立利率計算基準日	積立利率保証期間の年数ごとの、契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じとします。）とし、積立利率はこの日に更改を行ないます。

3 積立金

第3条（積立金および積立利率）

積立金とは、将来の死亡保険金を支払うために一時払保険料を積み立てた部分をいい、積立金額は、積立利率を適用して、経過した年月数により計算します。

2 積立金額の計算に際しては、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日における積立利率を、それぞれの積立利率保証期間中適用します。

3 積立利率は、指定通貨および積立利率保証期間に応じて、つぎの各号に掲げる範囲内で会社が定めた利率から、会社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率とします。

(1) 指定通貨が米国ドルの場合

次項に定める指標金利の会社所定の期間における平均値（以下、「平均指標金利」といいます。）に最大1.0%を加えた利率を上限とし、最大1.5%を減じた利率を下限とする範囲

(2) 指定通貨が円の場合

① 積立利率保証期間が10年の場合

平均指標金利に最大1.0%を加えた利率を上限とし、最大1.5%を減じた利率を下限とする範囲

② 積立利率保証期間が20年の場合

平均指標金利に最大1.0%を増減させた範囲

4 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、指定通貨および積立利率保証期間に応じて、別表2に定める利回りとなります。

5 前項の規定にかかわらず、会社は、将来の運用情勢の変化により前項に定める利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったとき等前項に定める利回りを指標金利の計算に用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

6 積立利率は、契約日における会社の定める最低保証積立利率を下まわることはありません。

第4条（積立利率の更改）

積立利率は、積立利率計算基準日に更改を行ないます。

2 積立利率計算基準日における被保険者の年齢が、積立利率保証期間に応じてつぎの各号の年齢以上となる場合は、その積立利率計算基準日における更改を最終の更改とします（この最終の更改を行う積立利率計算基準日を以下、「最終の積立利率計算基準日」といいます。）。)

(1) 積立利率保証期間が10年の場合

101歳

(2) 積立利率保証期間が20年の場合

91歳

3 最終の積立利率計算基準日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 積立利率は、前条第3項の規定にかかわらず、この保険契約の最低保証積立利率と同一とします。

(2) 積立利率保証期間は、第2条（基本保険金額等の定義）第2号の規定にかかわらず、終身とします。

4 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を、保険契約者に通知します。

4 保険金の支払

第5条（死亡保険金の支払）

この保険契約の死亡保険金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	つぎの金額のうち、いずれか大きい金額 ①被保険者が死亡した日における積立金相当額 ②被保険者が死亡した日における解約払戻金相当額	死亡保険金受取人	被保険者がつぎのいずれかにより死亡したとき Ⅰ）責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 Ⅱ）保険契約者の故意 Ⅲ）死亡保険金受取人の故意

- 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の被保険者が死亡した日における積立金を保険契約者に支払います。
- 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 第3項および前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合はそれぞれの法定相続割合とします。
- 第1項に規定する免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（保険契約者と被保険者が同一の場合を除きます。）被保険者が死亡した日における解約払戻金（ただし、その日における積立金額を上限とします。）を保険契約者に支払います。
 - 前号に該当しないとき
被保険者が死亡した日における積立金を保険契約者に支払います。

第6条（死亡保険金の削減支払）

第5条第1項の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は被保険者が死亡した日における積立金を下まわることはありません。

第7条（保険金の据置支払）

保険契約者は死亡保険金の支払事由発生前、死亡保険金受取人は死亡保険金の支払事由発生後、死亡保険金の据置支払を請求することができます。

- 据置期間は、会社所定の期間を限度とし、据置期間中は、会社所定の利率による利息をつけるものとします。
- 本条の規定により請求した後の支払うべき死亡保険金については、第3条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。

5 保険金の請求、支払時期および支払場所

第8条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、遅滞なく会社へ通知して下さい。

- 死亡保険金受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して死亡保険金を請求して下さい。
- 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - 死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - 死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- 死亡保険金は、第2項および第3項の必要書類が会社へ到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本社で支払います。
- 死亡保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社へ提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社へ到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、

この場合、会社は死亡保険金を請求した者に通知します。

- (1) 死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
死亡保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 死亡保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第19条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。この場合、会社は死亡保険金を請求した者に通知します。
- (1) 前項第2号および第3号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会 180日
 - (2) 前項に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 7 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

6 責任開始

第9条（責任開始）

会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とします。
- 3 会社が保険契約の申込を承諾したとき（第1項第1号のときは一時払保険料を受け取ったとき）には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日および支払事由を記載せず、第2項の契約日および保険契約の種類を記載します。

7 保険契約の内容の変更

第10条（基本保険金額の減額）

保険契約者は、基本保険金額の減額を請求することができます。

- 2 保険契約者が前項の減額の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 会社が本条の減額をするときは、減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 4 本条の減額は、前項に定める基本保険金額の減額の請求にかかる必要書類が会社に到着した日を減額日とし、その日から効力を生じます。
- 5 減額後の基本保険金額が会社の定める限度を下まわる場合は、会社は、本条の減額を取り扱いません。

8 保険契約者および死亡保険金受取人

第11条（保険契約者の変更）

保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

第12条（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）

保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めて下さい。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

第13条（保険契約者の住所の変更）

保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに会社へ通知して下さい。

- 2 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所または通信先あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第14条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 2 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社へ提出して下さい。
- 3 第1項の通知が会社へ到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第15条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社へ対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社へ提出して下さい。

9 詐欺および不法取得目的**第16条（詐欺による取消）**

保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第17条（不法取得目的による無効）

保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

10 告知**第18条（告知）**

会社は、保険契約の締結の際、被保険者に関し、書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行ないません。

11 重大事由による解除**第19条（重大事由による解除）**

会社は、つぎのいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人がこの保険契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由がある場合
- 2 死亡保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が死亡保険金受取人のみであり、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下、本項について同じとします。）を支払いません。また、すでにその支払事由により死亡保険金を支払っていたときでも、会社は、その返還を請求します。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。

- 4 この保険契約を解除した場合は、会社は、被保険者が死亡したときはその日における、それ以外のときは解除の通知を発信した日における解約払戻金（ただし、その日における積立金額を上限とします。）を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

12 解約

第20条（解約）

保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。

- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 本条の解約は、前項の必要書類が会社に到着した日を解約日とし、その日から効力を生じます。

13 解約払戻金

第21条（解約払戻金）

解約払戻金は、解約払戻金を計算すべき日（以下、「解約払戻金計算基準日」といいます。）における積立金額を基準として、第22条（解約払戻金額）に定める方法により計算します。

- 2 本条の解約払戻金の支払時期および支払場所については、第8条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

第22条（解約払戻金額）

前条の解約払戻金は、積立金額および平均指標金利にもとづいて、つぎの算式により計算した金額とします。

- (1) 解約払戻金計算基準日が積立利率計算基準日の場合
解約払戻金計算基準日の積立金額
- (2) 解約払戻金計算基準日が積立利率計算基準日以外の日の場合
解約払戻金計算基準日の積立金額 − 市場価格調整額 − 解約控除額
- 2 前項第2号の解約控除額は、つぎの算式により計算した金額とします。ここで、解約控除率は、契約日から解約払戻金計算基準日までの経過年数に応じて会社の定める率とします。
解約控除額 = 解約払戻金計算基準日の積立金額 × 解約控除率
- 3 第1項第2号の市場価格調整額は、つぎの算式により計算した金額とします。
市場価格調整額 = 解約払戻金計算基準日の積立金額 × 市場価格調整率
- 4 前項の市場価格調整率は、つぎの算式により計算した率とします。ただし、解約払戻金計算基準日が最終の積立利率計算基準日以後の場合、「市場価格調整率」は零とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の計算時の平均指標金利}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日の平均指標金利}} \right]^{\frac{\text{月数}}{12}}$$

ここで、

- ・「適用されている積立利率の計算時の平均指標金利」とは、解約払戻金計算基準日にこの保険契約に適用されている積立利率の計算において用いた平均指標金利とします。
- ・「解約払戻金計算基準日の平均指標金利」とは、この保険契約に適用している積立利率保証期間および指定通貨と同じ保険契約を新たに契約締結したと仮定した場合の第3条（積立金および積立利率）に定める平均指標金利とします。
- ・「月数」とは、残存月数（解約払戻金計算基準日から起算して、直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの月数とし、1か月未満の端数日があるときは、切り上げます。）に応じて、以下のとおりとします。
 - (1) 残存月数が121か月以上の場合
残存月数 × 0.75 + 30か月
 - (2) 残存月数が120か月以下の場合
残存月数

14 契約年齢の計算および契約年齢の誤りの処理

第23条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第24条（契約年齢の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、会社の定める方法により処理します。

15 契約者配当

第25条（契約者配当）

この保険契約については、契約者配当はありません。

16 時効

第26条（時効）

死亡保険金、解約払戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

17 管轄裁判所

第27条（管轄裁判所）

この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

18 保険契約者以外の者による解約の効力等

第28条（保険契約者以外の者による解約の効力等）

保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、債権者等といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。

2. 年金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険金等を年金の方法により支払うことを主な内容とするものです。

この特約条項中、基本年金額とは毎年の年金額の基本になる金額をいいます。

第1条	特約の締結	第13条	基本年金額の減額
第2条	年金基金の設定	第14条	年金受取人に対する貸付
第3条	年金受取人	第15条	年金受取人の変更
第4条	年金の種類、型の選択	第16条	年金の変更
第5条	基本年金額の計算	第17条	契約者配当
第6条	年金支払日	第18条	特約の更新
第7条	年金の支払内容	第19条	時効
第8条	年金の分割支払	第20条	管轄裁判所
第9条	年金の一括支払	第21条	必要書類
第10条	年金等の請求、支払時期および支払場所	第22条	主約款の規定の準用
第11条	法定相続人の代表者	第23条	保険契約者以外の者による解約の効力等
第12条	解約		

第1条（特約の締結）

この特約は、会社の定める保険契約の申込の際または継続中においては、保険契約者の申出によって、また、保険金、障害給付金（第1級の障害状態に該当したときに限ります。）または保険期間満了時の生存給付金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由発生後は、その受取人（以下、「受取人」といいます。）の申出によって締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。

2 保険契約者の申出によってこの特約を締結したときは、保険証券に表示（継続中の申出の場合には、新たに保険証券を発行しません。）します。

3 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人ごとにこの特約を締結するものとします。

第2条（年金基金の設定）

保険金等の支払事由が発生したときは、保険金等（保険金等とともに支払われる金銭を含みます。）の全部または一部を年金基金に充当します。

2 保険金等の受取人は、会社の定める範囲内で年金基金を追加することができます。

3 年金基金が設定されたときは、会社は、年金受取人に年金証書を交付します。

第3条（年金受取人）

年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人としてします。

第4条（年金の種類、型の選択）

この特約の年金の種類は確定年金とします。

2 保険契約者または保険金等の受取人は特約締結の際、年金支払期間について、会社の定める範囲内で選択するものとします。

3 保険契約者または保険金等の受取人は、特約の締結の際、年金の型についてつぎのいずれかを選択するものとします。

(1) 定額型

毎年の年金額は、基本年金額と同額とします。

(2) 逓増型

保険契約者または保険金等の受取人は、年金の型の選択の際、会社の定める範囲内で、逓増率を選択するものとします。毎年の年金額は、基本年金額に、別表（年金乗率例表）に記載の乗率を乗じて得た金額とします。

第5条（基本年金額の計算）

基本年金額は、年金基金の設定時における会社の定める方法により計算します。

2 基本年金額が会社の定める金額に満たない場合は、年金支払の取扱は行わないものとします。

第6条（年金支払日）

第1回の年金支払日は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で任意に定めることができます。

- 2 第2回以後の年金支払日は、第1回年金支払日の年単位の応当日とします。

第7条（年金の支払内容）

年金の給付内容はつぎのとおりとします。

- (1) 年金支払期間中の年金支払日に年金受取人が生存している場合、年金受取人に年金を支払います。
- (2) 年金受取人が、第1回年金支払日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、年金支払期間の残存期間に対する未払年金現価を死亡一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 2 年金受取人が、第1回年金支払日前に死亡したときは、死亡時における年金基金の価額を死亡一時金として年金受取人の死亡時における法定相続人に支払います。
- 3 第1項第2号および前項の規定により死亡一時金の受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合はそれぞれの法定相続割合とします。

第8条（年金の分割支払）

年金受取人の請求があったときは、会社の定める範囲内で、1年分の年金額を等分して支払います。この場合には、会社所定の利率で計算した利息を支払います。

- 2 前項において、年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金の未支払分があるときは、これを一括して年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 3 分割後の年金額が会社の定める限度を下まわる場合は、会社は、本条の分割を取り扱いません。

第9条（年金の一括支払）

年金受取人は、将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額の一括支払を請求することができます。この場合、年金は消滅します。

第10条（年金等の請求、支払時期および支払場所）

年金、死亡一時金、その他この特約の諸支払金（以下、「年金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、年金等の受取人は、すみやかに必要書類を会社に提出して、その年金等を請求して下さい。

- 2 主約款に定める保険金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による年金等の支払の場合に準用します。

第11条（法定相続人の代表者）

法定相続人が2人以上あるときは、代表者を1人定めて下さい。この場合、その代表者は他の法定相続人を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が法定相続人の1人に対してした行為は、他の法定相続人に対しても効力を生じます。

第12条（解約）

保険契約者は、保険契約継続中であれば、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

- 2 年金受取人は、年金支払開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 3 前項の場合、会社は、解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。
- 4 本条の解約を請求するときは、必要書類を会社に提出して下さい。
- 5 本条の年金基金の価額の支払時期および支払場所については、主約款の給付金、保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第13条（基本年金額の減額）

年金受取人は、年金支払開始日前であれば、将来に向かってこの特約の基本年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本年金額が会社の定める限度を下まわることはできません。

- 2 本条の変更を請求するときは、必要書類を会社に提出して下さい。
- 3 本条の場合、会社は、基本年金額の減額分に相当する年金基金の減額時における価額を年金受取人に支払います。

第14条（年金受取人に対する貸付）

年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

第15条（年金受取人の変更）

年金受取人は、変更することができません。

第16条（年金の変更）

保険契約者は保険金等の支払事由の発生時前であれば、また、年金受取人はあらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り年金支払開始日前であれば、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、年金支払の内容を変更す

ることができます。

2 本条の変更を請求するときは、必要書類を会社に提出して下さい。

第17条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第18条（特約の更新）

主契約が更新されたときは、この特約も更新されるものとします。

第19条（時効）

年金、死亡一時金、その他この特約にもとづく諸支払金を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

第20条（管轄裁判所）

年金、死亡一時金、その他この特約にもとづく諸支払金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または請求者（請求者が2人以上あるときにはその代表者として）の住所を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第21条（必要書類）

この特約にもとづく支払および変更は、会社所定の請求書およびつぎの表の書類を年金証書とともに提出して請求して下さい。

（1）支払請求書類

項 目	必 要 書 類
年金	(1) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
死亡一時金	(1) 年金受取人の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (2) 死亡一時金を受け取る者の戸籍抄本および印鑑証明書
年金の一括支払	(1) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
年金の分割支払	(1) 年金受取人の印鑑証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略を認めることまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	

（2）その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
解約	(1) 年金受取人（保険金支払前は保険契約者）の印鑑証明書 (2) 保険証券（保険金支払前の場合）
基本年金額の減額	(1) 年金受取人の印鑑証明書
年金の変更	(1) 年金受取人（保険金支払前は保険契約者）の印鑑証明書 (2) 保険証券（保険金支払前の場合）
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略を認めることまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	

第22条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に定める重大事由による解除に関する規定を準用し、年金を支払わないときは、会社は、解除の時期に応じてつぎの金額を年金受取人に支払います。

（1）年金基金設定日以後第1回年金支払日前

解除時における年金基金の価額

（2）第1回年金支払日以後年金支払期間中の最後の年金支払日前

年金支払期間の残存期間に対する未払年金現価

2 年金の分割支払により1年分の年金額を等分して支払う場合で、この特約を解除した年度の年金に未支払分があるときは、これを前項第2号の金額に含めます。

第23条（保険契約者以外の者による解約の効力等）

主約款に定める「保険契約者以外の者による解約の効力等」の規定に関し、債権者等による解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは「保険契約者以外の者による解約の効力等」の規定により効力が生

じなくなるまでに、この特約の年金基金を設定する事由が生じた場合は、この特約による年金基金への保険金等の充当は取り扱いません。その他「保険契約者以外の者による解約の効力等」については主約款の規定に準じます。

別表（年金支払特約 年金乗率例表）

年金支払特約を締結した場合において、年金の型が通増型の場合、基本年金額に乘じる率は、支払年度および通増率に応じてつぎのとおりとします。

支払年度	通増率		支払年度	通増率	
	3 %	5 %		3 %	5 %
第 1 回	1.000	1.000	第16回	1.558	2.079
第 2 回	1.030	1.050	第17回	1.605	2.183
第 3 回	1.061	1.103	第18回	1.653	2.292
第 4 回	1.093	1.158	第19回	1.702	2.407
第 5 回	1.126	1.216	第20回	1.754	2.527
第 6 回	1.159	1.276	第21回	1.806	2.653
第 7 回	1.194	1.340	第22回	1.860	2.786
第 8 回	1.230	1.407	第23回	1.916	2.925
第 9 回	1.267	1.477	第24回	1.974	3.072
第10回	1.305	1.551	第25回	2.033	3.225
第11回	1.344	1.629	第26回	2.094	3.386
第12回	1.384	1.710	第27回	2.157	3.556
第13回	1.426	1.796	第28回	2.221	3.733
第14回	1.469	1.886	第29回	2.288	3.920
第15回	1.513	1.980	第30回	2.357	4.116

3. 情報端末による保険契約申込に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者（保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。）または被保険者が保険契約の申込の手続の際に、保険契約申込書または告知書の提出に代えて、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下、「情報端末」といいます。）を利用することにより、保険契約の申込手続を行なうことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

保険契約者から、情報端末を利用することにより、保険契約の申込があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

第2条（保険契約の申込に関する事項）

保険契約の締結の際、会社は、保険契約の申込に係る事項を情報端末に表示しますので、保険契約者は、情報端末に表示された保険契約の申込画面に所要事項を入力の上で会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

第3条（情報端末の利用による告知）

主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の告知義務の規定にかかわらず、保険契約（特約を含みます。）の締結の際、会社所定の書面に代えて会社が情報端末に表示した告知に係る事項について、保険契約者または被保険者は、情報端末に表示された告知画面に所要事項を入力の上で会社へ送信することによって、告知することができるものとします。

第4条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款および特約条項の規定を準用します。

第5条（主約款等の読替）

この特約を適用した場合、主約款および特約条項の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「情報端末による保険契約申込に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された」と読み替えます。

4. 保険料円入金特約

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、円により金銭を払い込み、その金額を主契約における外貨建の一時払保険料に充当する取り扱いを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の適用）

主契約の普通保険約款または特約条項の規定にかかわらず、この特約を主契約に付加した場合には、会社は、保険契約者が円により払い込んだ金額（以下、「円入金額」といいます。）を、外貨に換算し、主契約における外貨建の一時払保険料に充当します。

第3条（為替レート）

円入金額の外貨建の一時払保険料への換算には、円入金額を会社が受領する日（以下、「受領日」といいます。また、その日がこの特約に関して会社が主として取引する銀行（以下、「取引銀行」といいます。）の休業日に当たるときは、その直後の取引銀行の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

2 前項に定める会社所定の為替レートは、受領日における取引銀行の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上まわることはありません。

5. 円支払特約

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、保険金、年金または解約払戻金等の支払に関して、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および特約条項に定める外国通貨（以下、「外国通貨」といいます。）を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、保険金もしくは年金等（以下、「保険金等」といいます。）または解約払戻金等を支払う場合で、保険契約者（保険金等の支払の場合は、その保険金等の受取人となります。）から申出があったときに主契約に付加して締結します。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日がこの特約に関して会社が主として取引する銀行（以下、「取引銀行」といいます。）の休業日に当たるときは、その直前の取引銀行の営業日とします。

第3条（為替レート）

主約款または特約条項の規定にかかわらず、この特約を主契約に付加した場合には、会社は、外国通貨で定められた金額を、換算基準日における会社所定の為替レートにより円に換算して、主約款または特約条項に定める取扱を行いません。

2 前項に定める会社所定の為替レートは、換算基準日における取引銀行の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下まわることはありません。

第4条（保険金の支払に関する取扱）

会社が保険金受取人に支払う保険金の換算基準日は、必要な書類が会社に到着した日（以下、「書類到着日」といいます。）の前日とします。

第5条（保険契約者に対する貸付に関する取扱）

会社が保険契約者に対して行なう貸付金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第6条（保険料の前納等に関する取扱）

保険料前納金の残額が払い戻される場合、会社が保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻す保険料前納金の残額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。ただし、第13条（免責に関する取扱）または第14条（解除に関する取扱）に規定する責任準備金または解約払戻金と同時に支払われる場合は、それぞれの換算基準日を適用します。

2 保険料未経過金が払い戻される場合、前項の規定を準用します。

3 その他保険料が払い戻される場合、第1項の規定を準用します。

第7条（払済保険への変更に関する取扱）

払済保険への変更に際して払い戻す解約払戻金の残額がある場合、会社が保険契約者に支払う解約払戻金の残額の換算基準日は、払済保険への変更に係る書類到着日の前日とします。

第8条（契約年齢または性別の誤りの処理に関する取扱）

契約年齢または性別の誤りの処理で会社が保険契約者に保険料を払い戻す場合、会社が保険契約者に払い戻す保険料の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第9条（解約に関する取扱）

主契約（主契約に付加されている特約を含みます。）を解約する場合、会社が保険契約者に支払う解約払戻金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第10条（保険金額の減額に関する取扱）

主契約（主契約に付加されている特約を含みます。）の保険金額を減額する場合、会社が保険契約者に支払う保険金額の減額部分の解約払戻金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第11条（特約の消滅）

この特約の規定により、円に換算された金額を支払ったときは、この特約は消滅します。

第12条（保険金の据置支払に関する取扱）

主約款または特約条項の規定により、保険金の据置支払をしたときは、据置期間満了まで据え置かれた保険金の換算基準日は、会社所定の据置期間の満了日とします。ただし、据置期間中に据え置かれた保険金の請求に必要な

書類が会社に到着したときは、換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第13条（免責に関する取扱）

被保険者の死亡が免責事由に該当したことにより死亡保険金を支払わない場合、会社が保険契約者に支払う責任準備金または解約払戻金の換算基準日は、会社が支払決定を行なった日の前日とします。

第14条（解除に関する取扱）

保険契約（特約を含みます。）を解除した場合、会社が保険契約者に支払う解約払戻金の換算基準日は、会社が支払決定を行なった日の前日とします。

第15条（主契約にリビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）または介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）が付加された場合の特則）

主契約にリビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）または介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）が付加された場合で、リビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）のリビング・ニーズ保険金または介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）の介護前払保険金（以下、本条において「リビング・ニーズ保険金等」といいます。）が支払われるときは、会社がリビング・ニーズ保険金等の受取人に支払うリビング・ニーズ保険金等の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第16条（主契約に特定疾病保険料払込免除特則または特定疾病障害介護保険料払込免除特則が適用された場合の特則）

主契約に特定疾病保険料払込免除特則または特定疾病障害介護保険料払込免除特則が適用された場合で、被保険者が悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物と診断確定され、特定疾病保険料払込免除特則または特定疾病障害介護保険料払込免除特則の特則部分にかかわる保険料相当額が払い戻されるときは、その特則部分にかかわる保険料相当額の換算基準日は、払い戻しに関して必要な書類到着日の前日とします。

第17条（主契約に年金支払特約が付加された場合の特則）

主契約に年金支払特約が付加された場合で、年金支払特約の年金が支払われるときは、年金基金を設定する日の前日における会社所定の為替レートをを用いて年金基金に充当した金額を円に換算し、基本年金額は、会社の定める方法により計算します。

2 前項の規定を適用した場合、以後外国通貨による取扱を行ないません。

第18条（主契約が指定通貨建特別終身保険（低解約払戻金型）または指定通貨建通増終身保険（低解約払戻金型）の場合の特則）

この特約を指定通貨建特別終身保険（低解約払戻金型）または指定通貨建通増終身保険（低解約払戻金型）に付加した場合には、第10条（保険金額の減額に関する取扱）中、「保険金額」は、「基本保険金額」と読み替えます。

第19条（主契約に米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）が付加された場合の特則）

主契約に米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）が付加された場合で、被保険者が悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物と診断確定され、米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の保険料が払い戻されるときは、その保険料の換算基準日は、払い戻しに関して必要な書類到着日の前日とします。

第20条（主契約が指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険の場合の特則）

この特約を指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第13条（免責に関する取扱）中、「責任準備金」は、「積立金」と読み替えます。
- (2) 第10条（保険金額の減額に関する取扱）中、「保険金額」は、「基本保険金額」と読み替えます。

第21条（書類の提出以外の会社の定める方法による請求を受け付けた場合の特則）

主約款または主契約に付加された特約の特約条項における書類の提出以外の会社の定める方法による請求を会社が受け付けた場合には、その請求を受け付けた日を、この特約条項の各条に定める書類到着日とみなして取り扱います。

6. 別表

別表1 請求書類

(I) 保険金の請求書類

項 目	必 要 書 類
1. 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本） (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略を認めることまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法（この場合、請求を会社が受け付けた日を上記の書類が会社に到着した日とみなして取り扱います。）を認めることがあります。	

(II) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
1. 減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2. 死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券
3. 遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書の写し (3) 相続人の戸籍謄本 (4) 相続人の印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書 (6) 保険証券
4. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6. 第28条（保険契約者以外の者による解約の効力等）第3項に定める会社への通知	(1) 会社所定の請求書 (2) 受取人の戸籍謄本 (3) 受取人の印鑑証明書 (4) 保険契約者の印鑑証明書 (5) 受取人による債権者等への弁済の事実および金額を証明する書類 (6) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略を認めることまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法（この場合、請求を会社が受け付けた日を上記の書類が会社に到着した日とみなして取り扱います。）を認めることがあります。	

別表2 指標金利

指標金利は、指定通貨および積立利率保証期間に応じて、つぎのとおりとします。

指定通貨	積立利率 保証期間	指標金利
米国ドル	10年	情報提供機関（Bloomberg Finance L.P.）から提供される以下のインデックス指標の利回りを単純平均した利回り ①USD US Corporate A+ A A- BVAL Yield Curve 10 Year ②USD US Corporate BBB+ BBB BBB- BVAL Yield Curve 10 Year
円	10年	情報提供機関（Bloomberg Finance L.P.）から提供されるインデックス指標（JPY Japan Corporate A+ A A- BVAL Yield Curve 10 Year）の利回り
	20年	残存期間が20年の日本国債の流通利回り

(注) 事業譲渡等により情報提供機関に変更があった場合、変更後の情報提供機関とします。また、インデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

MEMO



MEMO



MEMO



MEMO



MEMO



MEMO



MEMO



ウェブによるお手続き・お問合せ

ウェブサービス

※保険契約者が法人の場合はご利用いただけません。



ウェブによるご契約内容の確認や変更、
給付金請求のお手続きが可能です。

お手続きによってはウェブサービスで完結できない場合がございます。

チャットサービス



当社ウェブサイトに表示される
アイコンをクリックするとご利用いただけます。

共通URL

<https://www.orixlife.co.jp/customer/ivr/>



お電話によるお手続き・お問合せ

ご契約内容・各種お手続きお問合せ窓口



0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

保険金・給付金お問合せ窓口



0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。



苦情の申出先および相談窓口

生命保険のお手続きや保険契約に関する苦情・ご相談につきましては、
以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口



0120-227-780

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始休み)

当社の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ウェブによるご契約内容の確認や変更・給付金請求のお手続き

ウェブサービス

右のQRコードからお手続きが可能です。

<https://www.orixlife.co.jp/customer/wp/>

※ご利用にあたっては、当社への携帯電話番号の登録が必要です(保険金・給付金請求を除く)。

※保険契約者が法人の場合はご利用いただけません。

※お手続きによってはウェブサービスで完結できない場合がございます。



上記の他にチャットサービスや24時間自動受付サービスによりお手続きができる場合もございます。
くわしくは当社ウェブサイト(<https://www.orixlife.co.jp/customer/>)をご参照ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

お電話によるご契約内容・各種お手続きに関するお問合せ

カスタマー
サービスセンター

 **0120-506-094**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

保険金・給付金に関するお問合せ

保険金・給付金
お問合せ窓口

 **0120-506-053**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

積立利率および当社所定の為替レートについて

積立利率および当社所定の為替レートについては、当社のウェブサイトでご確認いただけます。

オリックス生命 ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/fx/whole-life/accumulation-interest-rate/>

お問合せは



オリックス生命保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2 大手町プレイス イーストタワー

TEL 03-3517-4300

<https://www.orixlife.co.jp/>

